

報告第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年11月27日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

## 専 決 処 分 書

北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成27年9月9日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

## 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とちかち広域消防事務組合」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

#### （規約の左横書き）

- 2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合格約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「っ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

報告第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年11月27日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

## 専 決 処 分 書

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成27年9月9日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

## 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「とちち広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「とちち広域消防事務組合」を加える。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「とちち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「とちち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

報告第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年11月27日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

## 専 決 処 分 書

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成27年9月9日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光



## 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とちまち広域消防事務組合」を加える。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

認定第1号

平成26年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年11月27日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光

議案第 1 号

南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
するものとする。

平成 27 年 11 月 27 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

## 南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 4 研修施設に宿泊した場合の宿泊料は、別表第2で定める額の限度内においてその実費を弁償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

南空知公衆衛生組合公平委員会委員の選任について

次の者を南空知公衆衛生組合公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

住 所 夕張郡長沼町東5線北1番地  
氏 名 松 本 稔  
生年月日 昭和32年2月11日